

市川市公共施設等総合管理計画の考え方について  
(案)

平成 28 年 2 月 6 日



## ( 目 次 )

第1章 計画の目的等-----	P 1
1.計画策定の背景と目的-----	P 1
2.計画の位置づけ-----	P 2
3.計画期間-----	P 2
4.計画の対象施設-----	P 3
第2章 市川市の状況整理-----	P 5
1.これまでの取り組み-----	P 5
2.公共施設を取り巻く現状及び将来の見通し-----	P 6
1) 人口状況-----	P 6
2) 財政状況-----	P 8
3) 公共施設等の状況-----	P 9
第3章 市川市公共施設等総合管理計画の基本方針等	
1.基本方針等-----	P10
1) 全体方針-----	P10
2) 基本方針-----	P11
3) 実行力を支える柱-----	P12
第4章 用途別方針-----	P14
第5章 地域別方針-----	P14
第6章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針-----	P16
第7章 計画の推進-----	P16
1.計画の進行管理-----	P16
2.推進体制の構築-----	P17
3.市民との情報共有・合意形成の推進-----	P17
1) 策定段階における市民参加-----	P17
2) 進行管理段階における市民参加-----	P17

# 第1章 計画の目的等

## 1. 計画策定の背景と目的

### (全国)

わが国では、昭和40年代～50年代の急激な人口増加や都市の成長に伴い、様々な公共施設(ハコモノ)やインフラ施設を集中的に整備してきました。

平成24年に笹子トンネル天井板が落下する重大な事故が発生したように、近年、これら公共施設等の老朽化が大きな問題となっています。

加えて、全国的に人口減少や少子高齢化が進む中で、需要の規模や公共施設等に求められるニーズが変化すると共に、将来に向けた施設の維持・更新に必要な資金が不足することが予想されています。

そこで、こうした公共施設等の安全や財源を確保しつつ、市民ニーズの変化に対応するため、計画的な管理が求められているところです。

### (市川市)

本市においては、平成26年度に「市川市公共施設白書」を作成し、市が保有する財産の状況を整理するとともに、今後の大規模改修や建て替えにかかる経費を試算しました。

また、個々の施設を用途別に分類し、市民利用の多い公共施設(ハコモノ)を中心に利用状況や運営状況等の実態把握を行いました。

白書で明確となった課題に対応すべく、市民アンケートの結果やワークショップでの意見等を参考に基本的な方針や考え方をまとめました。

今回、市政戦略会議や市民説明会、パブリックコメントでの意見を反映させた上で「市川市公共施設等総合管理計画」を策定します。

計画では本市における公共施設等の将来のあり方や基本方針を示し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための指針とします。

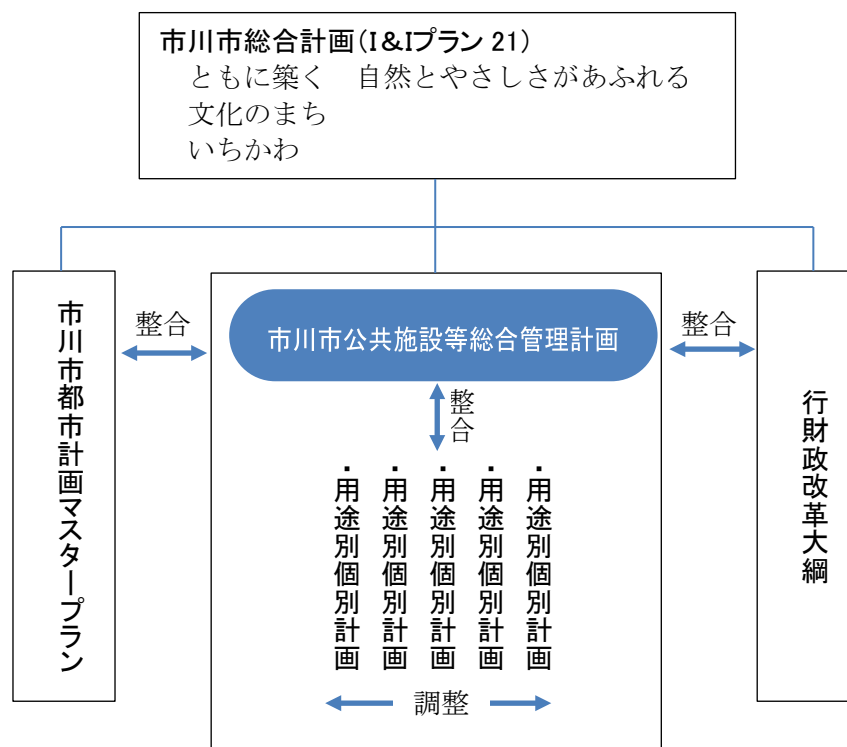
---

公共施設等とは、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理施設)等も含む包括的な概念です。※総務省指針より

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、市川市総合計画(平成13年度～平成37年度)を上位計画として、市川市都市計画マスタープラン(平成16年度～平成37年度)や、行財政改革大綱(平成25年度～平成32年度)等との整合を図ります。

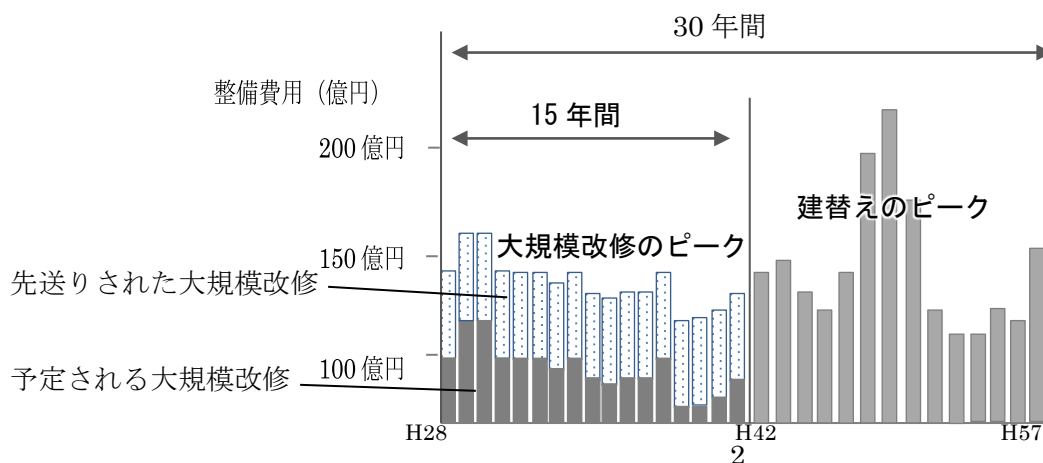
また、施設用途毎の個別計画については本計画で定めた基本方針や目標値に整合させるとともに、個別計画間相互の調整を図ります。



## 3. 計画期間

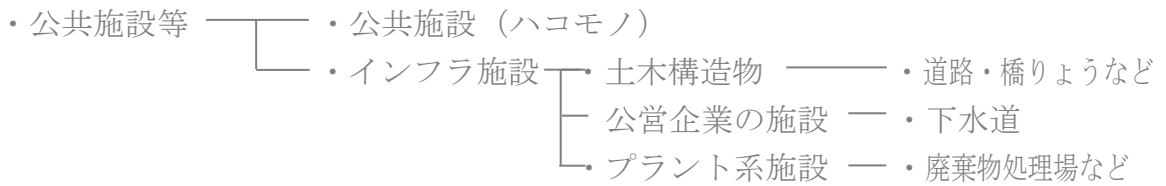
白書では、公共施設(ハコモノ)の大規模改修を行なう期間(平成28年度～平成42年度、15年間)後、建替えのピークが平成57年度(30年後)までに訪れることが試算されました。このことから今後30年間を見据えた長期的な取り組みを行う必要があります。

当該計画の計画期間は、30年間の負担も念頭に入れながら、喫緊の課題となっている大規模改修への実行力ある対応を最優先事項とし、「15年間」といたします。



## 4. 計画の対象施設

市川市公共施設等総合管理計画の対象施設は、次のとおりです。



公共施設 (ハコモノ)    大分類(11 種類)、中分類(23 種類)、小分類(31 種類)  
 インフラ施設            大分類( 3 種類)、中分類( 3 種類)、小分類( 6 種類)

	大分類	中分類	小分類	該当施設
公共施設 (ハコモノ)	学校教育系施設	1 学校	小学校	小学校 (39)
			中学校及び特別支援学校	中学校 (16) 特別支援学校
		2 その他教育施設	その他教育施設	教育センター 少年センター 少年自然の家
	公営住宅	3 公営住宅	公営住宅	市営住宅 (25)
	市民文化系施設	4 集会施設	公民館	公民館 (16)
			地域ふれあい館	地域ふれあい館 (13)
			その他集会施設	市民談話室 (2) 男女共同参画センター アイ・リンクセンター 急病診療・ふれあいセンター集会室 勤労福祉センター本館 勤労福祉センター分館
		5 文化施設	ホール等	文化会館 行徳公会堂 市民会館
			その他文化施設	東山魁夷記念館、芳澤ガーデンギャラリー 木内ギャラリー 文学ミュージアム 清華園 (中山文化村) 水木洋子邸 郭沫若記念館
	子育て支援施設	6 幼稚園・保育園	幼稚園	幼稚園 (6)
			保育園	保育園 (25)
		7 幼児・児童施設	放課後保育クラブ	放課後保育クラブ (46)
		8 その他子育て支援施設	その他子育て支援施設	こども館 (15) ビーイング (9) 親子つどいの広場 (4) ファミリー・サポート・センター (2)
	保健・福祉施設	9 高齢者福祉施設	老人福祉センター 老人いこいの家	いきいきセンター (13)
			デイサービスセンター	デイサービスセンター (7)
			その他高齢者福祉施設	養護老人ホームいこい荘 高齢者福祉住宅 (北国分友愛住宅) 高齢者サポートセンター (15)

	大分類	中分類	小分類	該当施設
公共施設 (ハコモノ)	保健・福祉施設	10 障害者福祉施設	障害者福祉施設	松香園 梨香園 明松園 南八幡ワークス チャレンジ国分 フォルテ行徳 身体障害者福祉センター 南八幡メンタルサポートセンター 障害者地域生活支援センター 障害者いこいの家
		11 児童福祉施設	こども発達センター こども発達センター分館	あおぞらキッズ おひさまキッズ こども発達相談室 そよかぜキッズ
		12 保健施設	老人保健施設	介護老人保健施設ゆうゆう
	スポーツ・ レクリエーション 系施設	13 スポーツ施設	スポーツ施設	スポーツセンター 市民体育館 (2) 南八幡体育館 市民プール まちかど健康サロン スポーツ広場 (3) 少年野球場 少年広場 (2) 運動広場 (2) 軽スポーツ広場 ゲートボール場 (9) グラウンドゴルフ場 (2)
		14 レクリエーション 施設・観光施設	レクリエーション施設・ 観光施設	市民キャンプ場 動植物園 いちかわ観光・物産案内所 アイ・リンクタウン展望施設 市民農園 (8) ふれあい農園 (道の駅)
	医療施設	15 医療施設	病院及び診療所	急病診療所 休日急病等歯科診療所 リハビリテーション病院
	社会教育系施設	16 図書館施設	図書館及び関連施設	図書館 (6) 公民館図書室 (7) 市民図書室 (4) 情報資料室
		17 博物館施設	博物館	考古博物館 歴史博物館 自然博物館
	産業系施設	18 産業系施設	産業系施設	地方卸売市場 漁港捲揚機小屋 揚水機場 (3)
	行政系施設	19 庁舎等	庁舎等	本庁舎 行徳支所 大柏出張所 南行徳市民センター 市川駅行政サービスセンター 市民課窓口連絡所 (3) 八幡分庁舎 分庁舎C棟 アクス本八幡執務室 ターミナルシティ本八幡執務室 保健センター (2) 情報プラザ 急病診療・ふれあいセンター執務室
		20 消防施設	消防庁舎	消防局および東消防署合同庁舎 西消防署 南消防署、北消防署 出張所 (7)
			消防団車庫兼詰所	消防団車庫兼詰所 (23)
	21 防災施設	防災施設	水防倉庫 防災倉庫 など	
	その他公共施設	22 駐輪場	駐輪場	駐輪場 (46)
		23 その他公共施設	その他公共施設	消費生活センター ジョブサポートいちかわ 霊園 倉庫 測定局など

インフラ施設	土木構築物	土木構築物	公園等	公園、緑地、さわやかハウス
			排水路	水路、排水機場
			道路・橋りょう	道路・橋りょう
	公営企業の施設	公営企業の施設	下水道	下水道、ポンプ場
	プラント系施設	プラント系施設	処理施設	クリーンセンター、衛生処理場 菅野終末処理場
			斎場	斎場

## 第2章 市川市の状況整理

### 1. これまでの取り組み

本市の公共施設等に関する施策については、利用者の安全確保を最優先事項に位置付けるとともに、公共サービスの継続性や利便性の向上、財政負担の軽減など様々な視点から全庁を上げて取り組んでまいりました。

また、公共施設等に関する民間活力の活用や受益者負担の適正化も進めてまいりました。

#### ○最近の取り組み事例

平成 16 年 03 月	「市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」を制定 指定管理者制度の指定結果(新規分のみ)
平成 16 年度 平成 17 年度	○市川保育園、行徳第二保育園 ○デイサービスセンター(南八幡、香取、国府台、中山、柏井) ○湊新田保育園、妙典保育園 ○母子生活支援施設 曾谷寮 ○養護老人ホーム いこい荘
平成 18 年度 平成 20 年度	○行徳第二保育園分園 ○市川駅南口図書館 ○文化施設(市民会館、文化会館、芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリー、行徳公会堂) ○デイサービスセンター(大洲、南行徳) ○南行徳老人いこいの家 ○市川南保育園、宮久保保育園、欠真間保育園 ○放課後保育クラブ(43 施設)
平成 21 年度 平成 22 年度 平成 24 年度 平成 26 年度	○急病診療・ふれあいセンター集会室 ○南八幡ワークス ○松香園 ○そよかぜキッズ
平成 20 年度 ～平成 25 年度	公共施設の耐震化 「市有建築物耐震化整備プログラム」に基づき耐震改修を実施
平成 16 年 09 月 平成 16 年 10 月 平成 19 年 09 月	PFI 事業の導入 ○市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備 PFI 事業 ○市川市ケアハウス整備等 PFI 事業 ○市川クリーンセンター余熱利用施設整備・運営 PFI 事業
平成 10 年 06 月 平成 18 年 08 月 平成 27 年 05 月	既存施設の有効活用(用途転換など) ○市立国府台小学校校舎の一部をデイサービスセンターとして活用 ○青少年館を地域ふれあい館へ用途変更 ○稲荷木幼稚園廃園後、こども発達センター分館(そよかぜキッズ)として活用
平成 27 年 10 月 平成 28 年 4 月	受益者負担の適正化 公共施設(公民館等)の使用料改正 市営駐輪場の使用料改定
平成 27 年 4 月 平成 28 年度 以降	民営化等、民間活力の活用 保育園民営化(3 園) 市川市道ネーミングライツパートナーの導入 保育園(3 園)、南八幡ワークス、チャレンジ国分、梨香園、 介護老人保健施設ゆうゆうの民営化を予定

## 2. 公共施設を取り巻く現状及び将来の見通し

### 1) 人口状況

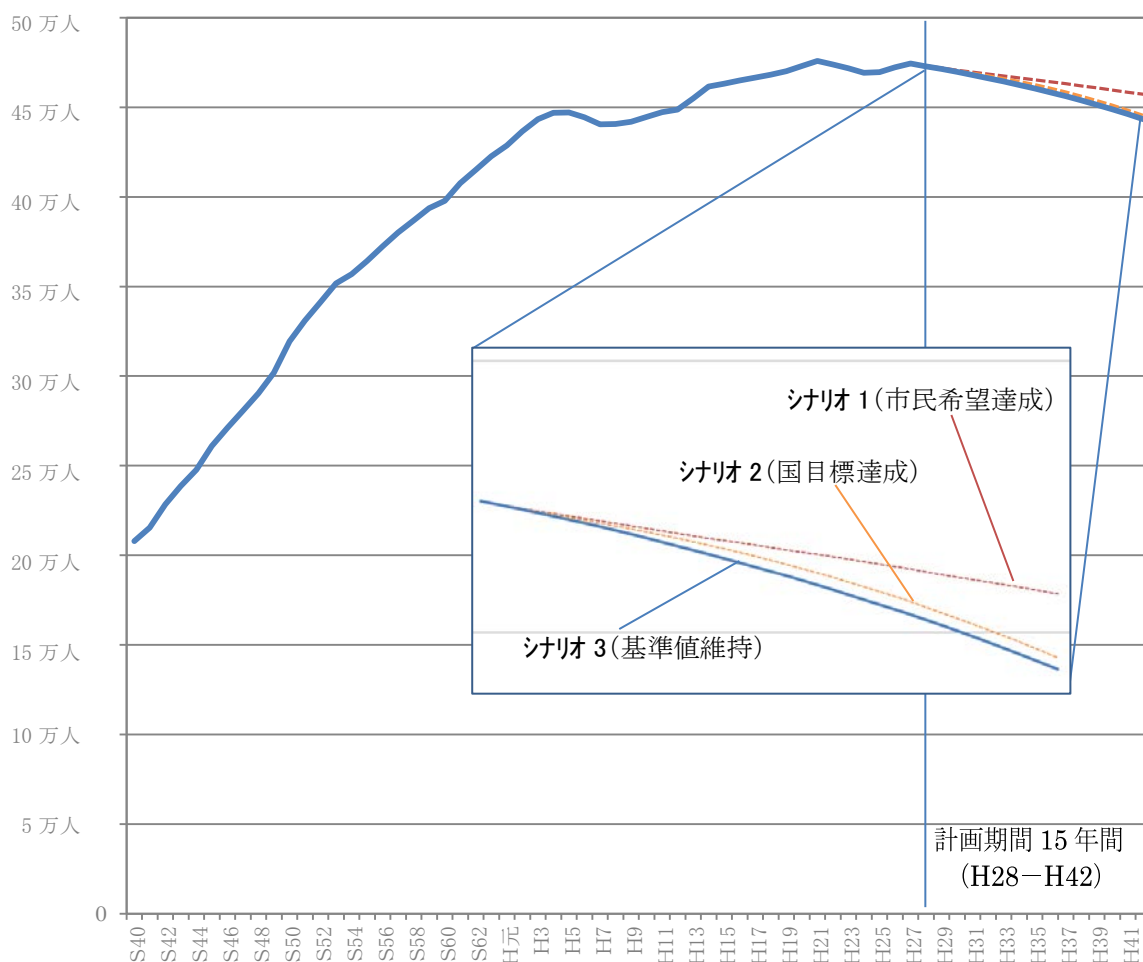
#### ①総人口の推移

本市の人口は、昭和30年代後半から急増し、昭和40年に20万人、昭和49年に30万人を超え、昭和61年には40万人に達しました。

その後、平成5年の44.7万人をピークに平成7年までの2年間は減少に転じましたが、以後緩やかな増加傾向となりました。平成22年から3年間、再度減少に転じた後、平成26年、平成27年の人口はそれぞれ前年度より増加いたしました。

平成27年に実施した人口推計によりますと、平成28年以降、総人口は年々減少していくことが予測されています。

総人口の減少に伴い、これまで整備してきた公共施設に余剰が生まれる可能性があります。



※シナリオ1～3は「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年度～平成31年度)」によるものです。

シナリオ1:出生や定住に関する市民の希望がすべてかなうと仮定した場合

シナリオ2:全国の地方創生が進み、国の目標が達成されると仮定した場合

シナリオ3:現状の行政サービスが維持されると仮定した場合

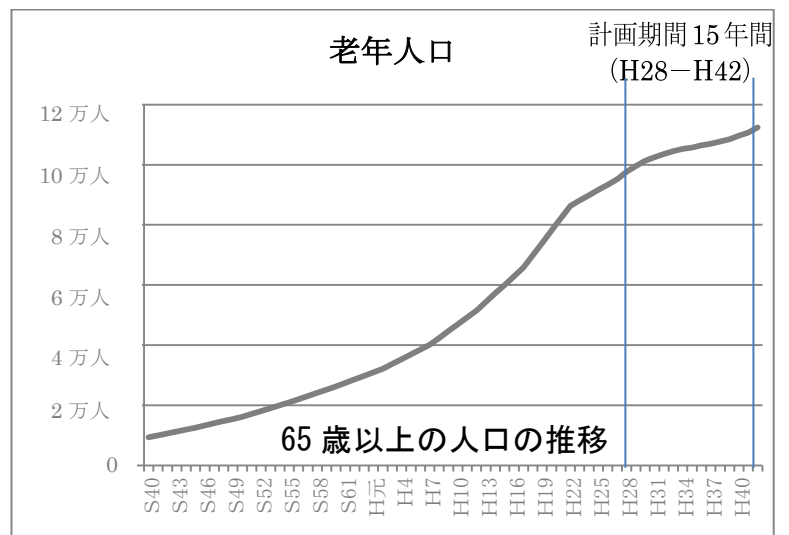
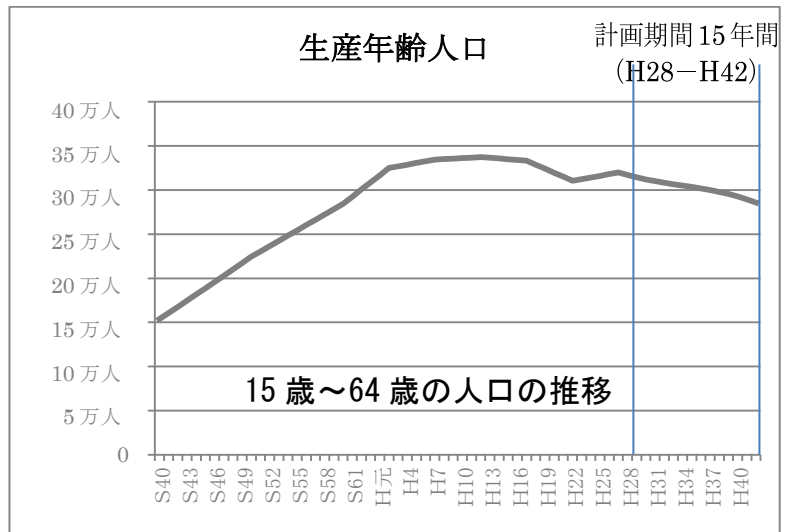
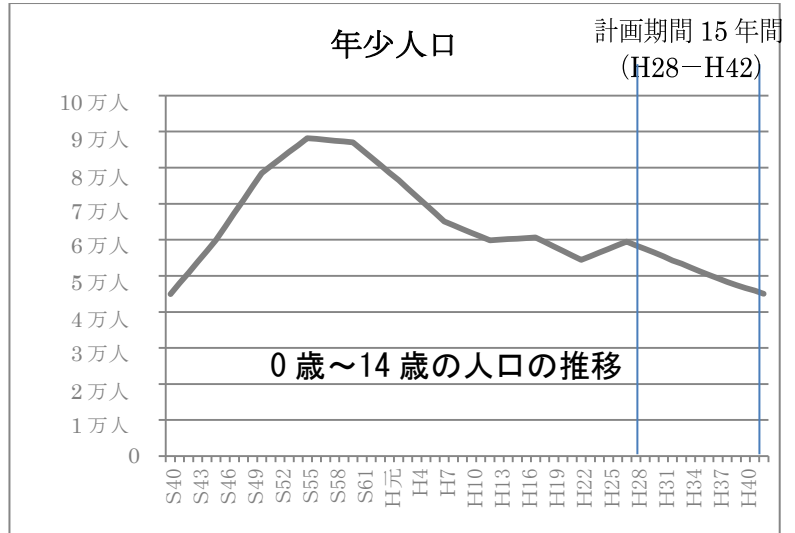
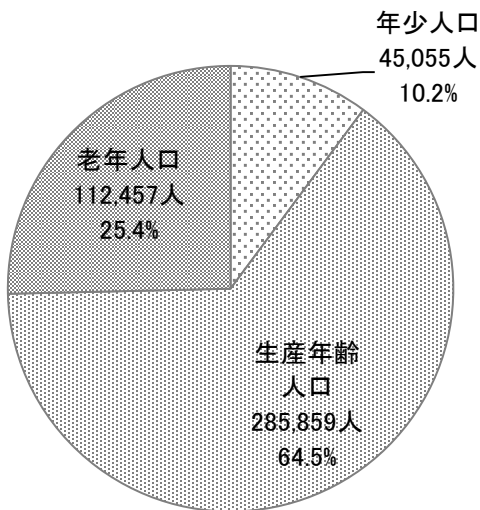
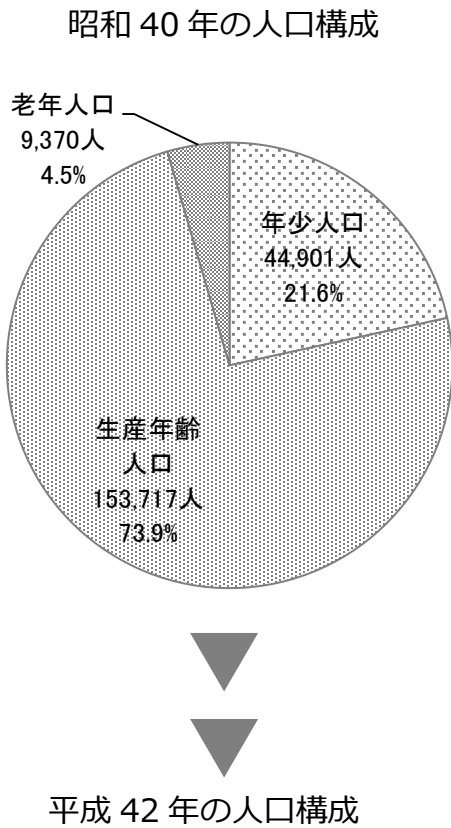


## ②人口構成別の推移

昭和40年における本市の年齢別人口は、0～14歳の年少人口が21.6%、15～64歳の生産年齢人口が73.9%、65歳以上の老年人口が4.5%となっていました。

平成27年度に実施した人口推計(シナリオ3)によると、今後、出生数の減少や高齢化が進むことで、平成42年の老年人口の割合は25.4%に達する一方で、生産年齢人口の割合は64.5%に、年少人口の割合は10.2%に低下すると予測されています。

人口構成の変化により、公共サービスに対する需要が大きく変化すると考えられます。



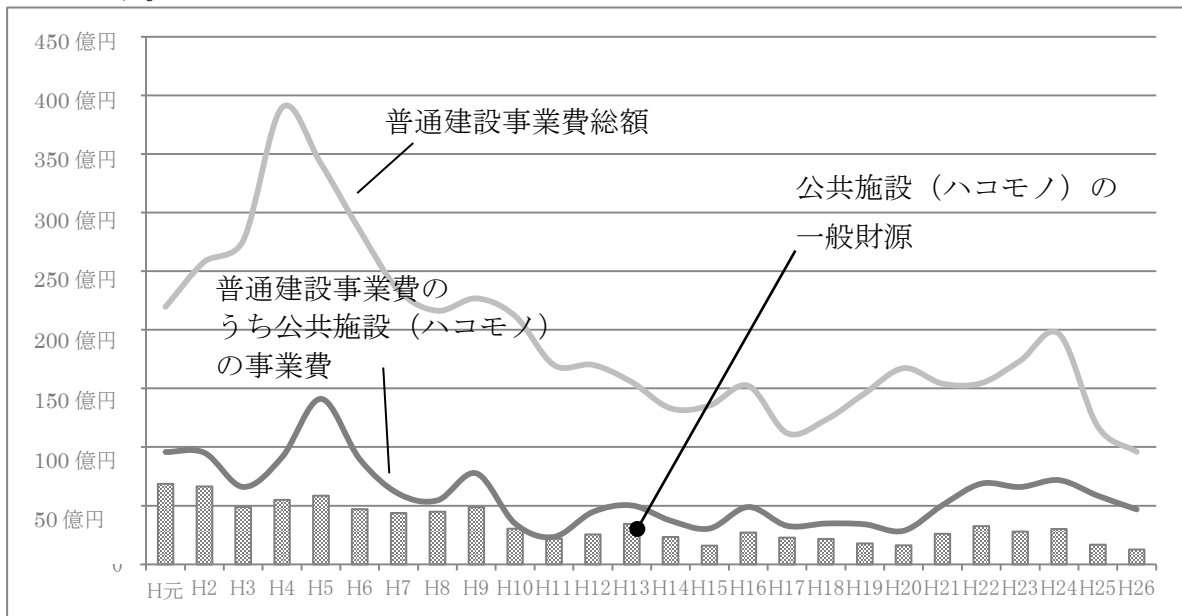
## 2) 財政状況

### ①普通建設事業費の推移

学校、文化施設などの公共施設(ハコモノ)や道路、橋りょうなどのインフラ施設の新設や改良に要する経費を普通建設事業といいます。バブル景気(昭和 61 年～平成 3 年)以降、本市の普通建設事業費は減少傾向にありました。

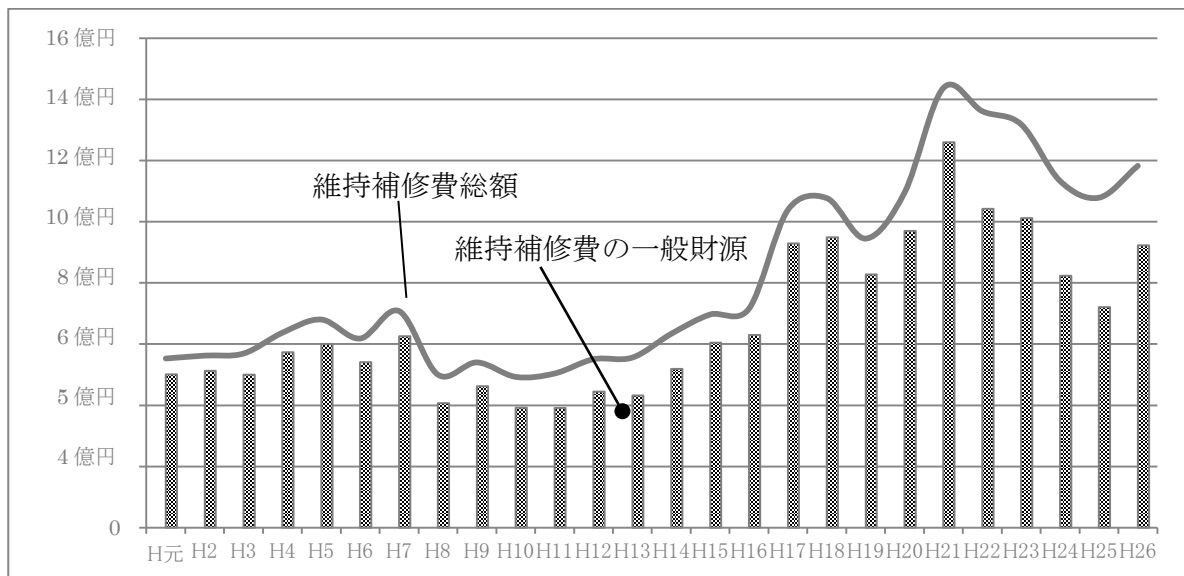
平成 20 年度以降、広尾防災公園や市川駅南口再開発事業など新たなまちづくりに関する事業を実施する一方で、保有している公共施設等の耐震補強工事や延命化工事、建替え工事など、老朽化してきた施設の安全性を確保するための事業費が増加しました。

今後、こういった既存の公共施設等に係る事業費が大きな財政負担になることが懸念されます。特に一般財源と呼ばれる市税を投入しなければいけない額について注視する必要があります。



### ②維持補修費の推移

本市が管理する公共施設等を補修するなどし、その効用を維持するための経費を維持補修費といいます。維持補修費については、施設の老朽化に伴い、平成 10 年度以降増加傾向にあります。



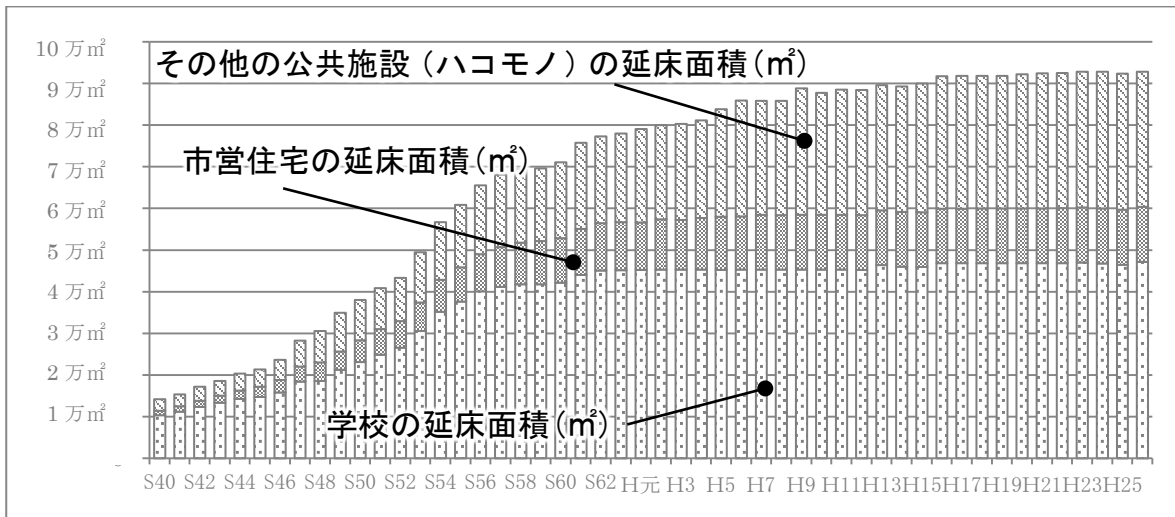
### 3) 公共施設等の状況

#### ①これまでの公共施設等整備状況

##### (公共施設 (ハコモノ))

本市の公共施設(ハコモノ)については、昭和40年代から主な整備が始まっており、特に昭和50年代には年間平均で3万㎡以上を集中的に整備しています。これらの施設が築30年以上を経過した現在、老朽化対策が重要な課題となっています。

築20年以上の公共施設(ハコモノ)は全体の約8割を占めていますので、今後ほとんどの施設に対し、何らかの老朽化対策等が必要となります。

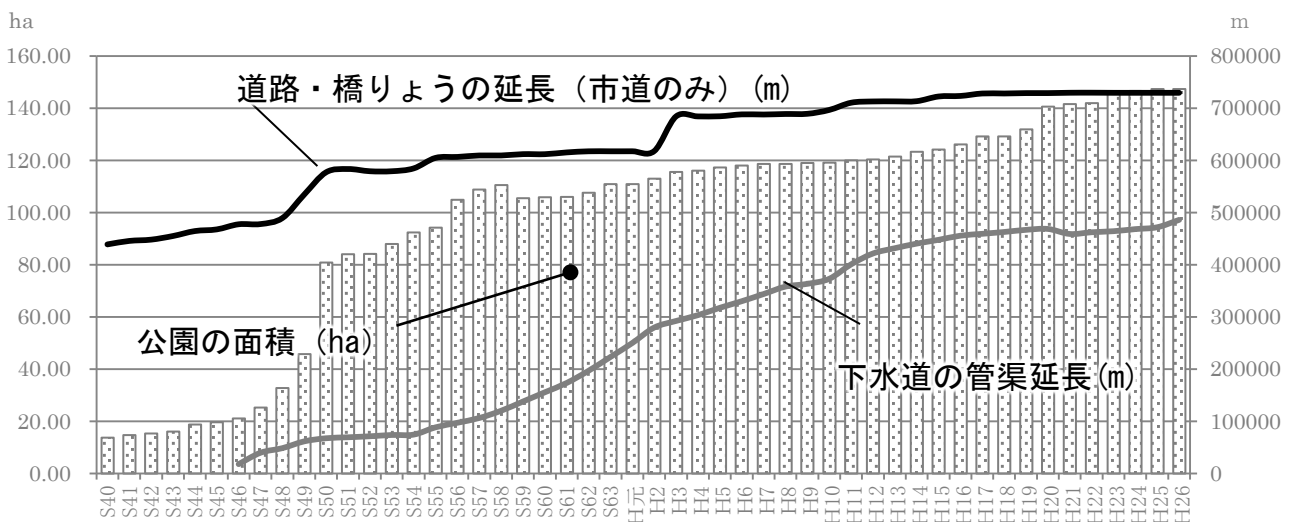


数値は財産に関する調査(地方自治法施行令第166条)による

##### (インフラ施設)

昭和40年代後半から、公共施設(ハコモノ)と同様に公園、道路、橋りょう、下水道といったインフラ施設も集中して整備してきました。今後は、東京外郭環状道路や都市計画道路などが開通し、関連工事も始まります。

中長期的な視点から本市におけるインフラ施設の将来のあり方を検討するとともに、計画的に長寿命化を図る必要があります。



数値は市川市統計年報による

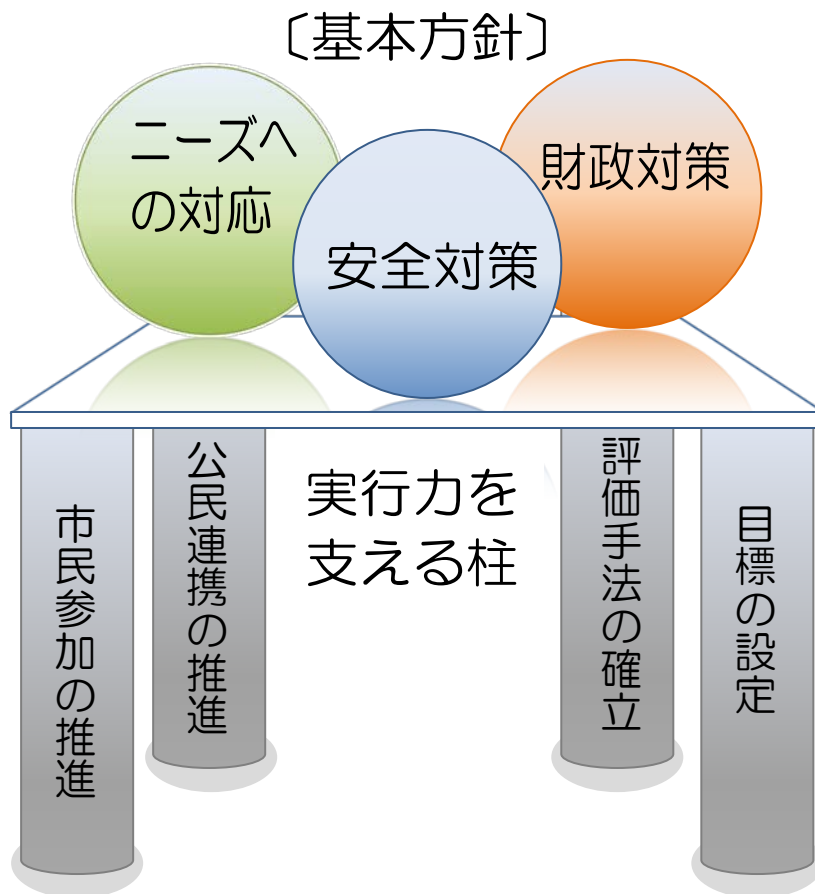
### 第3章 市川市公共施設等総合管理計画の基本方針等

#### 1. 基本方針等

##### 1) 全体方針

前章で示したように、本市の公共施設等については、老朽化や財政負担、人口構成の変化が課題となっています。また、市民ニーズとともに、公共サービスを提供する手法も多様化していることから、様々な視点から公共施設全体を検証するとともに、市民参加と民間活力の活用などによる公民連携のもとで将来のあり方を検討していく必要があります。

そこで市川市では、市民が将来にわたり安心して快適に公共施設等を利用していただくために、「行政をスリム化し、公共サービスを持続可能なものとする」という考えの下、基本方針は〔安全対策〕〔財政対策〕〔ニーズへの対応〕とし、基本方針の実行力を支える柱は〔市民参加の推進〕〔公民連携の推進〕〔目標の設定〕〔評価手法の確立〕として公共施設等総合管理計画を進めてまいります。



## 2) 基本方針

### 〔安全対策〕

公共施設等については、数多くの市民が日常的に利用するほか、災害時には避難所や防災拠点として非常に重要な機能を果たすことから、今後も最重要事項として取り組みます。

地震等の自然災害だけでなく、転倒を防ぐためのバリアフリー化、昇降機などの設備に関する事故など、様々な視点からリスクを洗い出すとともに、点検、調査を全公共施設で定期的に行うことで、利用者が安心して利用できる公共施設としていきます。

また、不要となっている危険な施設や設備は用途の廃止や設備の撤去などを進めます。

### 〔ニーズへの対応〕

人口及びニーズに応じた公共施設となるよう、保有量や配置の適正化を進めるとともに、変化するニーズに対応し、快適に利用できる施設整備を市民とともに進めます。

総人口の減少に伴い、公共施設に余剰が生じるとともに、人口構成の変化により、市民ニーズの全体バランスも大きく変わることが見込まれます。特に年少人口(0歳～14歳)の減少と老年人口(65歳以上)の増加は、必要とされる公共サービスとサービスを提供する場である施設の保有量や配置に大きく影響を与えます。今後は人口の動向を見据え、公共施設の適正化を図ります。

また、ライフスタイルや価値観の多様化、情報通信技術の進展などにより、整備した当初からニーズが変化している施設がないか検証が必要です。

市民全体の意向や利用者のニーズを把握するために、市民アンケートや利用者アンケート、ワークショップ、市民説明会などといった市民参加の手法を十分に活用します。

現在のニーズに合致しない施設については、よりニーズが高い別の用途に転用する、売却等により現在のニーズに対応するための財源を捻出するなど、様々な手法を市民参加のもとで検討します。

なお将来、社会的な要請やニーズの高まりなどにより新たに必要と判断された施設については、本計画で定めた全体目標を見据えながら整備していきます。

### 〔財政対策〕

余剰となった公共施設を整理し、総合的かつ計画的な管理を行なうことで、公共施設全体の保有量とそれにかかる経費のスリム化を進めるとともに、財政負担の平準化を図ります。

本市では、公共施設等を昭和40年代以降集中して整備してきた結果、現在約90万㎡にのぼる公共施設(ハコモノ)を保有するにいたりました。今後は必要な保有量を見極め、施設全体のスリム化を図るとともに、総合的かつ計画的に管理することで、改修や建替え、維持補修費用の削減を図ります。

なお、削減にあたっては、単純に施設を廃止するだけでなく、民営化による施設譲渡や他用途との複合化、一つの施設を共有して使用するなど、市民の意向や利用者の意見を聞きながら削減手法を選定します。

また、収入を確保する方策として、不要な土地の売却を進めるとともに、既存施設については民間への貸付や命名権などにより資産活用を図ります。また、建設工事等については国庫補助金等、特定財源の確保に努めます。

今後30年の間に、大規模改修や建替えが集中する時期を迎えます。公共施設等総合管理計画の計画期間である15年間(H28～H42)の財政負担については、施設ごとの老朽度などを点検した上で優先順位付けを行ない、地方債や基金の活用、工事実施時期の前倒し等による年度間調整などにより財政負担の平準化を図ります。

### 3) 実行力を支える柱

#### 〔市民参加の推進〕

本計画を策定するにあたっては、市民アンケート、ワークショップ、市民説明会、パブリックコメント等といった市民参加の手法を十分に取り入れます。

また、公共施設等については多くの市民にとって身近な存在であることから、定期的に利用者アンケートなどによるモニタリングを行なうとともに、個別施設の計画の策定や計画の実行にあたっては、利用者の声だけでなく、市民全体の意向を把握するために様々な市民参加の手法を活用しながら進めます。

#### 〔公民連携（PPP）の推進〕

公民連携（PPP（Public-Private Partnership））とは、行政と民間事業者が連携しながら公共サービスの提供や施設の整備を行う手法です。

本市ではこれまで、指定管理者制度や PFI といった公民連携を進めてまいりました。今後も民間の知識や技術、資金、経験、経営能力などを積極的に取り入れ、市民サービスの向上、財政負担の軽減や平準化、業務の効率化などを図ります。

推進にあたっては、以下に記述する公民連携手法の中から、事業の継続性、公平性などを勘案した上で公共サービスの提供や施設の整備に最も適した手法を選択します。

- 民間市場の成熟や制度改正などにより、民間でもサービスの提供が可能なものについては、民営化を進め、施設の譲渡、貸付を進めます。
- 施設を管理運営していくにあたり、民間の創意工夫やノウハウによって業務の改善等が期待できる場合には、指定管理者制度や包括的民間委託、業務のアウトソーシングを進めます。
- 建設、運営等に民間の資金、ノウハウを生かすことで、市が直接実施するよりも効率的かつ効果的に施設整備や公共サービスが提供できるものについては、デザインビルド（設計・施工一括発注）方式や定期借地権方式などを活用します。
- 公共施設（ハコモノ）やインフラ施設にかかる管理運営経費を捻出するため、命名権制度（ネーミングライツ）を検討します。

#### 〔目標の設定〕

本計画では、安全対策、ニーズへの対応、財政対策を基本方針としています。これらを達成するためには、明確な目標を市民と行政が共有し、一貫して取り組む必要があります。

本計画における目標は、「計画期間の最終年度である平成 42 年度末には公共施設（ハコモノ）の全体延床面積を 120,000 ㎡削減すること」と定めます。

目標の設定にあたっては、全体に占める面積割合も踏まえつつ、次のことを考慮しました。

##### 1. 総人口が減少すること及び人口構成が変化すること

総人口が 6.5%減少することから、全年齢を対象とした施設は 5%の削減を原則とします。  
年少人口は 21.6%減少することから、学校については 20%相当を見直します。

##### 2. 民営化などの公民連携を推進し、民間による施設整備を進めること

老年人口の増加（22.8%）に対しては、民間事業者を主体とした施設整備とします。  
需要の高い保育サービスについては、民間事業者が行う保育園整備を促進するとともに、公立保育園の民営化による施設譲渡を進めます。

##### 3. 整備計画を着実に遂行するとともに、将来のニーズについても対応すること

市民会館や道の駅など現在進行中のプロジェクトや、将来、社会的な要請やニーズの高まりなどにより新たに必要と判断された施設整備についても、全体目標の達成を見据えた上で行ないます。

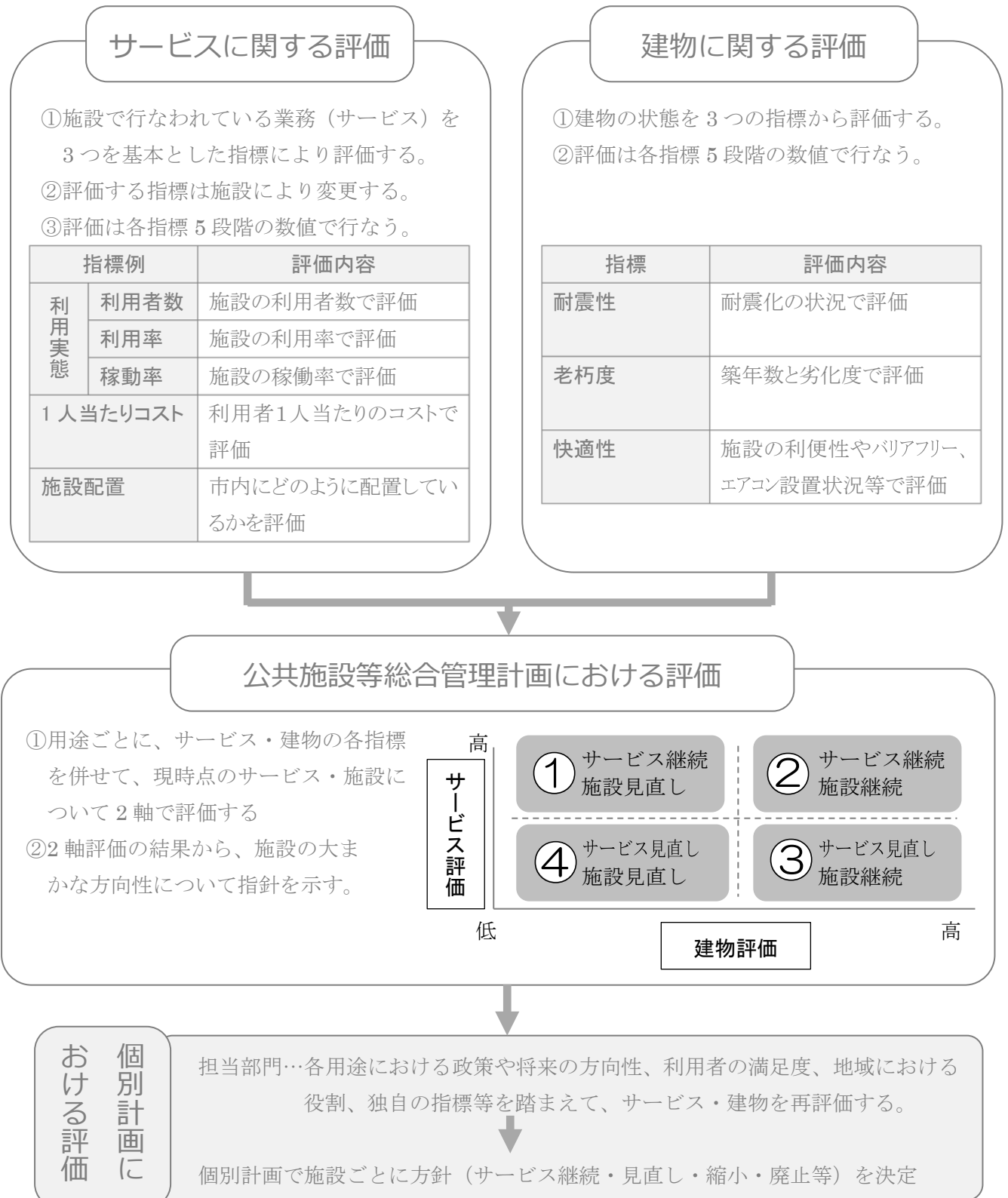
## 〔評価手法の確立〕

施設を評価するにあたっては、多角的な視点で行うとともに、評価指標の統一を図ります。

評価は施設で行われている業務(サービス)に関する評価と、建物の状態に関する評価を行い、それぞれの指標の点数化を行なった上で、2軸により大まかな方向性について指針を示すこととします。

なお、市川市公共施設等総合管理計画において評価指標と評価方法の原則を定めますが、個別施設の存続や廃止については当該計画では示さず、今後策定を予定している個別計画にて具体的な施設の検討を行い、判断していくこととします。

個別計画については、各用途における政策や将来の方向性、独自の指標等を踏まえ、さらに踏み込んだ再評価を行っていくこととします。



## 第4章 用途別方針

公共施設等については、利用対象者や設備、機能、地域における位置づけなどがその用途によって大きく異なっているため、目標の設定や評価の実施にあたっては、第1章に示した「計画の対象施設」の分類ごとに用途別シートとして整理します。

用途別シートでは、用途別の目標値、将来のあり方、基本的な方針、現状及び課題、2軸評価の結果、レーダーチャートなどを示し、整備方針を明らかにします。

## 第5章 地域別方針

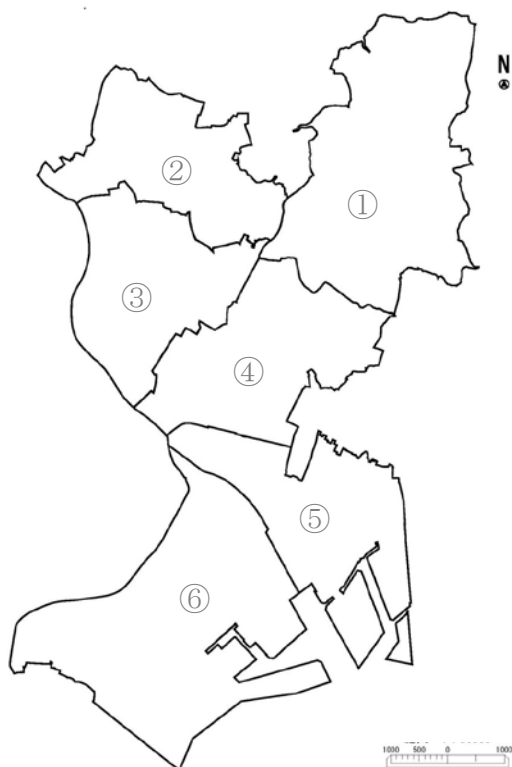
本市は、それぞれの地域において、様々な特性を有する地域の集合体で構成されています。これらの地域特性には、地形の特性、資源(歴史・文化・自然)の特性、位置的な特性などがあります。

公共施設等における課題として人口の変化や老朽化が挙げられますが、地域ごとに人口やその世代構成に違いがあり、将来、市民ニーズは地域ごとに異なっていくことも予測されます。また、発展の時期によって、地域ごとに施設の老朽化度にも差異があります。

公共施設等総合管理計画では、市川市を6地域に区分し、それぞれの地域における人口の将来見通しや公共施設等の老朽化の状況を示すことで、今後策定される個別計画間の調整(別用途への転用や、複数の用途を組み込んだ複合化など)を図っていくとともに、まちづくりの観点から地域における施設の適正な配置を進めます。

### (6地域の考え方)

- ①区割りごとの面積や人口に極端な偏りを生じさせない
  - ②市川市の地域ごとの特色を考慮
  - ③市民の活動領域や通勤等における距離を考慮
- } 市内主要駅から概ね徒歩圏(2km)以内の範囲を1エリアとして分割



番号	主要駅	面積割合	人口割合
①	市川大野駅	24.6%	11.2%
②	北国分駅	12.3%	8.9%
③	市川駅	12.0%	18.4%
④	本八幡駅	14.3%	21.1%
⑤	原木中山駅	13.7%	6.7%
⑥	行徳駅	23.1%	33.7%

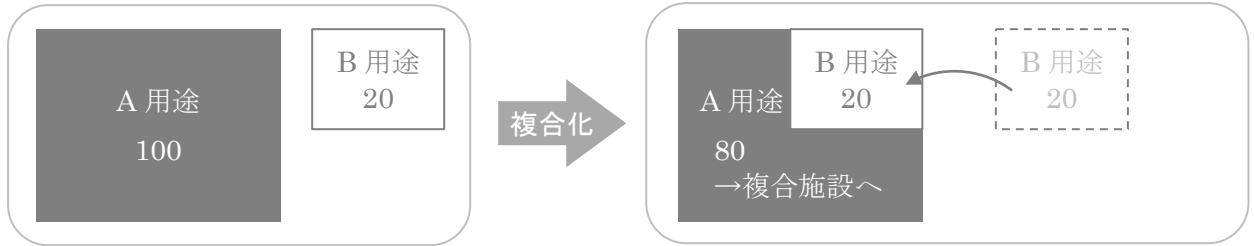


市川市公共施設等総合管理計画では個別施設の存続や廃止を示さず、今後策定を予定している個別計画にて具体的な施設の検討を行うこととします。

削減手法については、用途別方針及び地域別方針を踏まえた上で、個別計画において総合的に判断していくこととなりますが、次に例示する手法が考えられます。

○削減手法の例

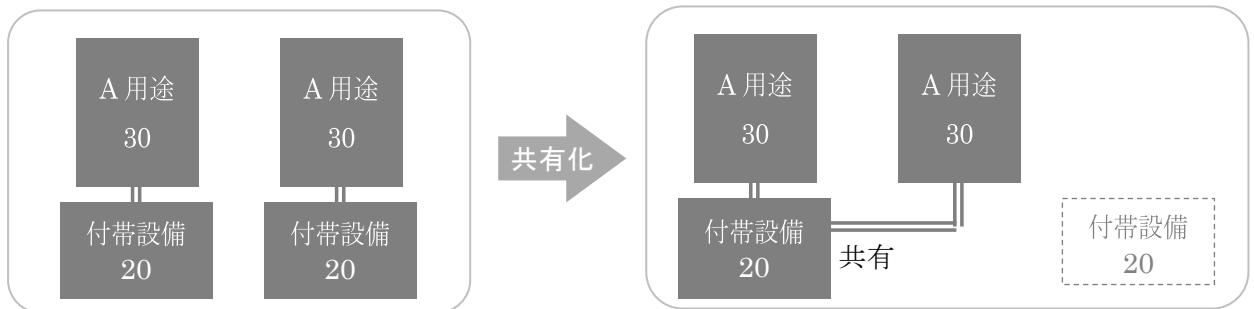
- ・**複合化**…余剰が生じている施設に他の用途を組み込むことで複合施設とし、市民サービスの向上や多世代の交流を目指しながら、余剰面積の削減を図ります。



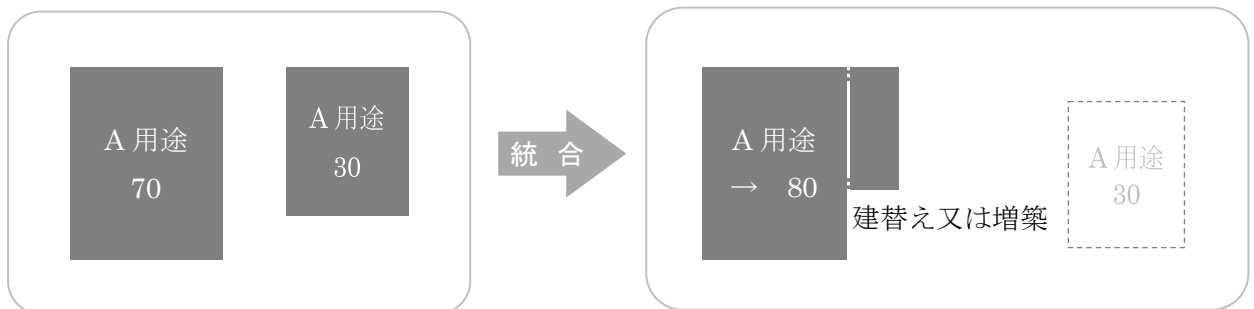
- ・**民営化**…事業の民営化に伴って、施設を民間事業者に譲渡または貸し付けることで、公民連携(PPP)による市民サービスの継続を図ります。



- ・**共有化**…より快適な施設を共有化することで経費の削減を図ります。



- ・**統合**…複数の施設を統合することで、経費の削減を図ります。



- ・**減築**…余剰部分を除いた面積で建替えることにより、建築費用とその後の維持保全にかかる経費を削減します。



## 第6章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

公共施設等総合管理計画を踏まえた上で、個別計画において「継続して使用する」と判断された建物について、点検・診断などといった保全の方針を定めます。

総合劣化度などの指標を活用し、現状における保全優先度の評価を行うことで、計画的な維持保全を図るとともに必要な安全対策を講じます。また、公共施設の管理運営にかかる環境負荷の低減を目指します。

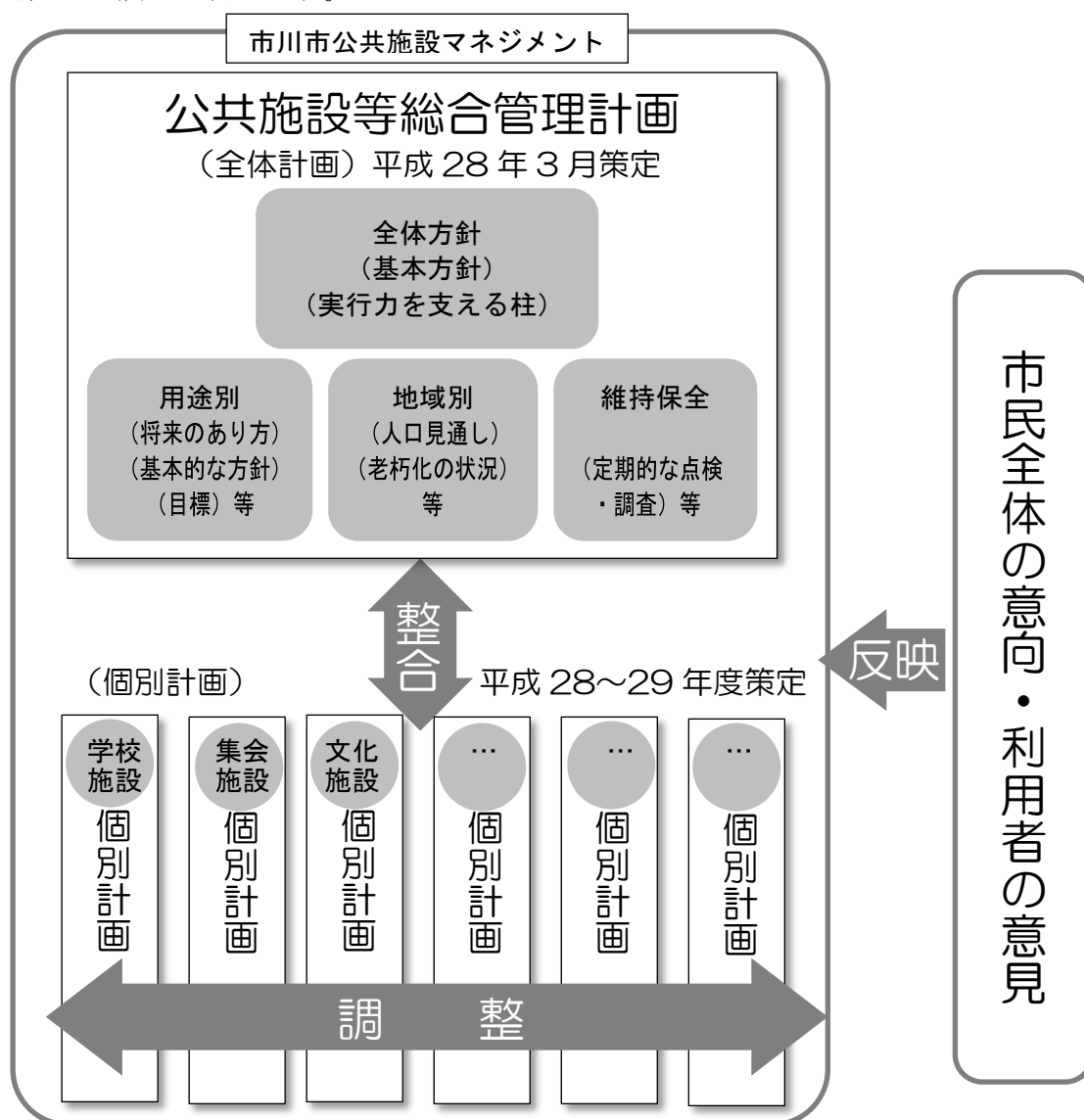
長寿命化については、特定財源の有無や構造躯体の劣化状況、将来の利用見通しなど複数の視点から検討します。

## 第7章 計画の推進

### 1. 計画の進行管理

市川市公共施設等総合管理計画の目標は、担当部門で策定する個別計画により達成されることから、分野ごとの個別計画については、当該計画で定めた目標等との整合を図りながら策定いたします。

また、複数の用途の複合施設を検討するなど、個別計画を横断的に見ていく必要があることから、個別計画相互の調整を行います。



## 2. 推進体制の構築

公共施設等の保有量や適性な配置、総合的かつ計画的な保全、将来のあり方等については、今後の財政と公共サービス全体に関わる事項であることから、目標を達成するためには、公共施設等の担当部門を中心とした上で、組織の枠を超えた横断的な視点が重要となります。

計画の推進にあたっては、計画を管理する部門、財政部門、企画部門、公共施設等を担当する部門がその達成を共通課題として認識し、明確な目標をもって組織全体で取り組みます。

## 3. 市民との情報共有・合意形成の推進

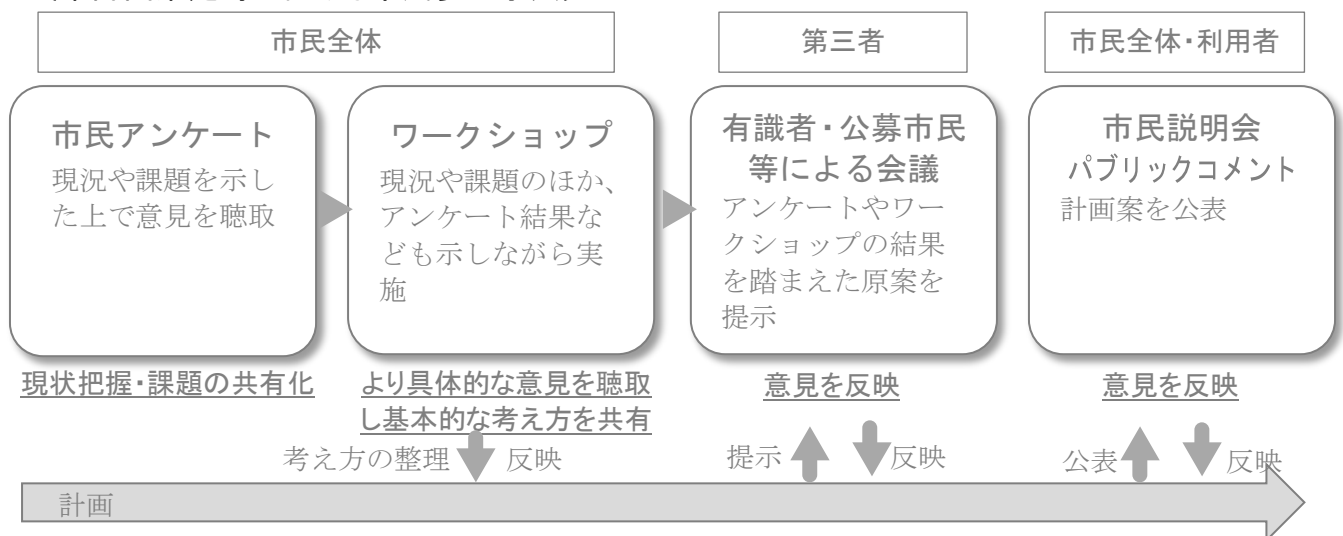
### 1) 策定段階における市民参加

本計画を策定するにあたり、市民の意向を把握するための市民アンケートや、市民参加のもとで施設の将来を考えるためのワークショップを実施し、そこで出た市民の意見を聞きながら進めました。

また、有識者や公募市民で構成された市政戦略会議での意見や市民説明会・パブリックコメントで寄せられた市民からの意見を反映していきます。

今後、より具体的な個別計画を策定していくこととなりますが、本計画策定時の下記の手法を参考に、十分な市民参加のもとで、市民の意向や利用者のニーズを取り入れながら進めます。

#### 〔本計画策定時における市民参加手法〕



### 2) 進行管理段階における市民参加

個別施設においては、利用実態などの評価指標やその他の重要な指標を「主要な施策の成果に関する報告書(地方自治法第233条第5項)」等により広く公表するとともに、利用者アンケートなどを実施し、定期的に市民の意見をモニタリングしながら、公共施設の維持保全を行ないます。

また、個別計画に基づき、そのサービスの内容、施設の配置や存続等を見直す際には、利用実態や老朽度、一人当たりのコストといった評価指標のほかにも、利用者の満足度、地域における役割などといった項目も勘案しながら、前出の「1) 策定段階における市民参加」に示した手法に基づき、市民参加のもとで市民全体の意向や利用者の意見を十分に反映させながら進めます。

経営改革室 経営改革課

市川市八幡 1-1-1

TEL 047-704-0284

FAX 047-336-8023

(平成 28 年 2 月 6 日)

